

生活再建のための各種支援制度

大雨などの災害で被災された方に対して支援する「災害救助法」には、さまざまな支援制度があります。町では、支援制度の情報をいち早く被災者の皆さんに伝え、1日でも早い生活再建を目指して、国や県、関係機関などと協力して力強い支援を続けていきます。

最新の情報については、町公式ウェブサイトをご覧ください。

災害ごみの受付

▶ 町環境衛生課
☎096-234-1169



今回の豪雨災害により使用できなくなった家財等を仮置き場に持ち込めます。

▶ 受付場所（仮置き場）

旧白旗グラウンド（早川 2100 番地 2）

▶ 開設期間

9月12日（金）まで（土日祝日を除く）

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

▶ 受け入れる災害ごみ

燃えるごみ、ガラス類、金属類、木くず、粗大ごみ、家電、タタミ、土のう（土のう袋に入れられた流入土砂）

※災害により土のう袋が必要な方には、町建設課窓口で配布します。

▶ 留意事項

・受け入れ可能な品目ごとに分別してください。車に積み込む時から分別しておくことで、仮置き場で

荷下ろしする時間を大幅に短縮することができます。

・持ち込んだごみは各自で下ろしていただきます。

・冷蔵庫は、中に入っている食品等をすべて出してください。

・ブルーシート等で輸送中にごみが飛散しないようにしてください。

・本町以外からの受け入れを防止するため、集積所にて免許証を提示してください。

▶ 持ち込みできないごみ

・普段の生活で排出された「可燃ごみ」、「資源ごみ（空缶、びん、ペットボトル等）」（通常のごみ収集日にごみステーションに出すか、リサイクルステーションに出してください）

・本町以外で発生したごみ

・産業廃棄物（事業活動によって排出される廃棄物）

浸水した家屋の感染症対策

▶ 町環境衛生課 ☎096-234-1169
▶ 町健康推進課 ☎096-235-8711



今回の豪雨災害により住家が床上浸水した場合に使用する消毒液を配布します。

▶ 配布対象者

住家が床上浸水した世帯で、消毒液の入手が困難な方

▶ 配布品

次亜塩素酸ナトリウム、逆性石けん、またはアルコール（70%以上）除菌剤

▶ 配布場所および時間

○次亜塩素酸ナトリウム

町水道管理センター（町環境衛生課）

町民センター

午前9時～午後5時（土日、祝日を除きます）

○オスバン（逆性石けん）、およびアルコール除菌剤

町総合保健福祉センター（町健康推進課）

午前9時～午後5時（土日、祝日を除きます）

※ペットボトル（500ml）の空き容器（中を洗浄し、乾燥したもの）をご持参ください。

▶ 感染症対策

・浸水した家屋は、まず初めに清掃と乾燥させることが重要です。また、家屋の清掃により感染症を発症する恐れもあるためご注意ください。

・清掃時の注意事項

①ドアと窓をあけて、しっかり換気する

②汚泥は取り除き、しっかり乾燥させる

③清掃中のケガ予防に手袋を着用する

④ほこりを吸わないようにマスクを着用する

⑤清掃が終わったらしっかり手洗いをする

各種災害支援制度総合案内窓口

今回の豪雨で被災された方の今後の生活再建に向けた各種支援制度の総合案内窓口を開設しています。

▶相談日時

平日の午前9時～11時30分、午後1時30分～午後5時（9月6日（土）・7日（日）は相談を

受け付けます）

▶場所

町生涯学習センター・ギャラリーモール内相談ブース

▶お問い合わせ先（窓口専用電話）

☎096-234-1117

【重要】被災者の皆様へ

「災害救助法」などの災害関係の支援を受けるためには、「り災証明書」が必要です。また、被災した住家などを片付けてしまう前に必ず写真で被災状況を残しておくことが重要です。

り災証明書の申請

▶町税務課

☎096-234-1115



「り災証明書」は、今回の豪雨により居住する家屋等に被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）を受けたことを、町が証明するものです。

この「り災証明書」は、住宅の応急修理などの各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

▶対象者

本町の家屋等に居住する世帯者（賃貸者含む）

※木造および軽量鉄骨造家屋が対象です。軽量鉄骨造以外の非木造については準備次第お知らせします。

▶持参していただくもの

- ・本人（世帯主、世帯員もしくは所有者）であることが確認できる免許証、マイナンバーカード等
- ・被災状況の写真
- ・委任状（本人以外が申請する場合）

※調査完了後に、り災証明書を郵送します。

住宅の応急修理

▶町建設課

☎096-234-1183



災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分について、町が応急的な修理を行います（町が業者に依頼し、修理費用を町が直接業者に支払います）。

▶対象者（以下のすべての要件を満たす方（世帯））

- ①「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯または「半壊」もしくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- ②そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態。
- ③応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

▶対象となる修理

住宅の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活

に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

※内装に関するもの、家電製品は原則として対象となりません。

▶上限額

- ・全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊
739,000円以内（消費税込み）
- ・準半壊
358,000円以内（消費税込み）

※同じ住宅に2世帯以上が同居している場合は、1世帯当たりの額以内になります。

▶持参していただくもの

修理申込書、り災証明書、修理見積書、施工前の被災状況がわかる写真

※修理業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前にご相談ください。

小・中学校における学用品の給付

▶ 町学校教育課

☎096-234-0102



災害により学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある被災児童、生徒等に対して必要な学用品の給与を行います。

▶ 対象者

災害により住家の全壊、半壊または床上浸水により学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小・中学の児童・生徒

※高等学校等は、在籍している学校にお問い合わせください。

▶ 給付対象品目

①教科書、正規の教材

②学用品（文房具、通学用品、ノート、鉛筆、リコーダー、体操着など）

※教科書以外の学用品には上限があり、現物支給となります。

▶ 申込期間

9月10日（水）まで（土日祝日を除く）

▶ 申請に必要なもの

り災証明書（準半壊以上のもの）

▶ 受付場所

町学校教育課窓口

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

▶ 町福祉課

☎096-234-1114



災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅（アパート等）を借り上げて提供し、一時的な居住の安定を図ります。

▶ 対象者（以下の1～3の要件をすべて満たす方（世帯））

1. 災害発生の日時点において、本町に居住する方

2. 災害により次の要件のいずれかを満たす方

①住家が「全壊」または「流失」し、居住する住宅がない方

②住家が「半壊以上」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

③二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと町長が認める方

④災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えると見込まれる方。

3. 他に居住できる住宅がなく、自らの資力では、住宅を確保することができない方（持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと）

▶ 入居期間

最長2年

※元の住宅が借家または公営住宅に入居していた方は入居から1年、応急修理制度を利用する場合は応急修理開始の日から原則6か月以内となります。

▶ 入居物件

入居を希望する方が、不動産事業者（仲介業者）に連絡し、貸主から賃貸型応急住宅とすることに合意を得た上で、入居希望物件を選定してください。

▶ 申し込み手続き

相談窓口（災害関係総合窓口）で関係書類（申込書等）を受け取ってください。

※この他の支援制度やお知らせを、18ページからの「くらしの情報」にも掲載していますので、ご確認ください。

※本紙に掲載した支援制度の情報は、令和7年8月25日（月）現在で決定しているものです。今後、お知らせすべき支援情報は随時、防災無線や町公式ウェブサイトなどでお知らせするとともに、『広報こうさ』や組回覧などでもお知らせする予定です。